

雇用ニュース

2019年3月



静峰ふるさと公園は、日本のさくら名所百選地に選ばれた八重桜の名所。
 毎年見ごろとなる4月中旬から下旬にかけて「八重桜まつり」を開催。「写真提供：那珂市産業部商工観光課」

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ おもな内容 －

・ 県内の雇用情勢	2
～ 働き方改革特集 ～	
・ 「働き方改革」を進めましょう！	3
・ 残業時間の上限を規制します	4
・ 年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます	5
・ 「勤務時間インターバル」制度の導入を促進します	5
・ 「茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」を開催しました	6
・ 障害者納付金制度の申告申請のご案内	6
・ ハローワーク便り(建設業おしごと入門セミナー・保育士確保集中取組キャンペーン)	7
・ 茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

平成 31 年 1 月 有効求人倍率 1.66 倍

「雇用情勢は、着実に改善が進んでいます」

新規求人の動き

- ① 雇用形態別新規求人数 22,355 人
前年同月比 5.8%増 2 か月ぶりの増加
・フルタイム 12,928 人 前年同月比 1.2%増
・パートタイム 9,427 人 前年同月比 13.0%増
- ② 主要産業別の増減
増加：宿泊業、飲食サービス業（前年同月比 25.9%増）、卸売業、小売業（同 23.4%増）など
減少：教育、学習支援業（前年同月比 17.1%減）、情報通信業（同 11.9%減）など

新規求職の動き

- ① 雇用形態別新規求職者数 9,113 人
前年同月比 0.02%減 3 か月連続の減少
・フルタイム 5,920 人 前年同月比 3.7%減
・パートタイム 3,193 人 前年同月比 7.5%増
- ② 年齢別の状況（常用求職者）
・34 歳以下の若年者の申込状況
2,799 人 前年同月比 3.3%減
・60 歳以上の高齢者の申込状況
1,884 人 前年同月比 14.0%増

雇用保険取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	1,900 件	前年同月比 2.3%増	2 か月ぶりの増加
雇用保険受給者実人員	6,747 人	前年同月比 1.5%減	64 か月連続の減少
雇用保険被保険者			
資格取得者数	8,843 件	前年同月比 10.8%増	2 か月ぶりの増加
資格喪失者数	10,579 件	前年同月比 9.1%増	2 か月ぶりの増加
うち事業主都合離職者数	503 件	前年同月比 43.3%増	3 か月ぶりの増加

雇用ニュースクイズ

働き方改革の取組の一つである年次有給休暇の取得促進について、平成 22 年に閣議決定された新成長戦略において 2020 年までに労働者一人当たりの取得率を 70%にすると目標を定めていますが、2017 年の年次有給休暇の取得率は、約何%でしょうか？

- ① 約 40% ② 約 50% ③ 約 60%

答えは、P.6 に掲載しています。

「働き方改革」を進めましょう！

労働力人口が減少していく中、「誰もが活躍できる一億総活躍の明るい未来」を切り拓くためには、ワーク・ライフ・バランスを改善することにより、労働生産性を向上し、経済の持続的な発展につながる、つまり「成長と分配の好循環」を創り上げる「働き方改革」の実現が求められています。

皆さま方の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改め、労使の話し合いを通じ、年次有給休暇を取得しやすい職場環境を推進するなど、課題解決に向け、各企業の実情に応じた「働き方改革」を進めましょう。

「働き方改革」に取り組むメリット

「働き方改革」を進め、誰もが健康で安心して働くことができるようになれば、働く方々の仕事に対する意識やモチベーションが高まり、メリハリをつけた働き方により業務効率が向上することが期待されます。その結果、良い人材の確保や定着が進むことで、企業の成長、発展につなげることができます。



働き方改革を推進させるための関係法律の施行日及び概要

施行日	法律	内容	対象	施行日	法律	内容	対象
2019年 4月1日	労働基準法	時間外労働の上限規制	大企業	2020年 4月1日	労働基準法	時間外労働の上限規制	中小企業
		年次有給休暇の確実な取得	全企業		労働契約法 パートタイム労働法 労働者派遣法	同一労働同一賃金の実現	大企業
		フレックスタイム制の拡大		2021年 4月1日	労働契約法 パートタイム労働法	同一労働同一賃金の実現	中小企業
	高度プロフェッショナル制度の新設	2023年 4月1日		労働基準法	中小企業の割増賃金率引き上げ	中小企業	
	労働時間等 設定改善法	勤務間インターバルの努力義務	労働者数 50人以上 の企業	2024年 4月1日	労働基準法	時間外労働の上限規制の適用猶予	適用猶予の 事業・業務
	労働時間の把握義務						
労働安全 衛生法	産業医・産業保健機能の強化						

※詳しくは、厚生労働省のHPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

働き方改革の基本的な考え

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

残業時間の上限を規制します

残業時間の上限を法律で規制することは、70年前（1947年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。

（現在）

法律上は、残業時間の上限がありませんでした（行政指導のみ）。

（改正後）

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

法律による上限（例外）

- ・年 720 時間
- ・複数月平均 80 時間*
- ・月 100 時間未満*

* 休日労働を含む

月残業 80 時間
1 日残業 4 時間程度

上限なし

年間 6 か月まで

大臣告示による上限
（行政指導）

残業時間
月 45 時間
年 360 時間

法定労働時間
1 日 8 時間
週 40 時間

1 年間 = 12 か月

月残業 45 時間

= 1 日残業 2 時間程度 年間 6 か月まで

法律による上限（原則）

残業時間（原則）
月 45 時間
年 360 時間

法定労働時間
1 日 8 時間
週 40 時間

1 年間 = 12 か月

◎ 残業時間の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（月 45 時間は、1 日当たり 2 時間程度の残業に相当します。）

◎ 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、

- ・年 720 時間以内
- ・複数月平均 80 時間以内（休日労働を含む）
- ・月 100 時間未満（休日労働を含む）

を超えることはできません。

（月 80 時間は、1 日当たり 4 時間程度の残業に相当します。）

また、原則である月 45 時間を超えることができるのは年間 6 か月までです。

◎ 時間外労働を行うには、各事業場の労使で、上記の時間の範囲内で、時間外労働の上限を協定し（36 協定）、所轄労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。（記載例参照）

◎ 36 協定を締結する労使当事者は「指針」に定める事項に留意してください。

※ 36 協定の記載例と指針に関する資料を厚生労働省 HP にアップしましたので参照ください。

記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf> / <https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf>（特別条項）

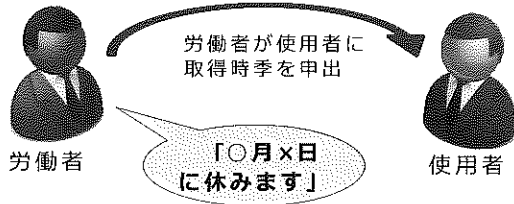
指針 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>

年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます

2019（平成31）年4月から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。

時季指定義務のポイント

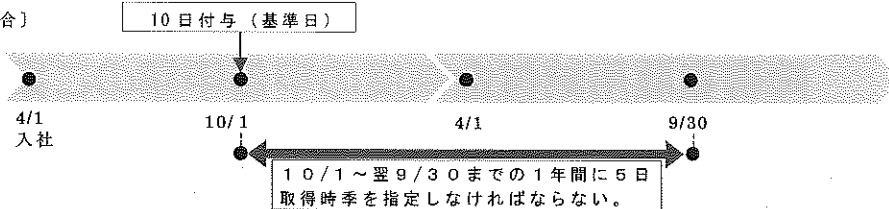
労働者の申出による取得（原則）



使用者の時季指定による取得（新設）



〔例〕4/1入社の場合



- 対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者（管理監督者を含む）に限ります。
 - 労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
 - 年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。
 - （※）労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）については、5日から控除することができます。
- 〔例〕
- > 労働者が自ら5日取得した場合 ⇒ 使用者の時季指定は不要
 - > 労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 ⇒ 〃
 - > 労働者が自ら3日取得した場合 ⇒ 使用者は2日を時季指定
 - > 計画的付与で2日取得した場合 ⇒ 〃 3日 〃

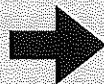


- ・使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ・使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

「勤務間インターバル」制度の導入を促します

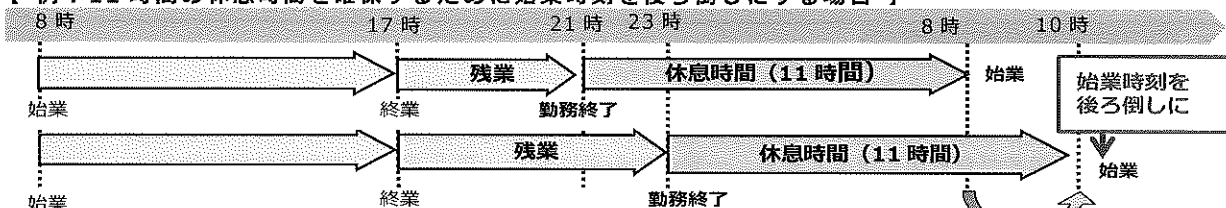
「勤務間インターバル」制度とは？

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。



この仕組みを企業の努力義務とすることで、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

〔例：11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合〕



※「8時～10時までを「働いたものとみなす」方法などもあります。

「茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」を開催しました！

「茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」とは・・・

茨城労働局は、茨城県や茨城県教育庁等の関連機関と連携して新規学卒者等の就職支援に係る企画・調整を行い、地域における新規学卒者等の就職支援と企業の人材確保の実現に向けた協議の場として、「茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」を設置しています。



会場の様子

茨城労働局は、平成 31 年 2 月 21 日（木）、茨城労働総合庁舎において「平成 30 年度 第二回 茨城労働局新卒者等就職・採用応援本部」を開催しました。新規学校卒業予定者の就職環境については、茨城県経済が緩やかに回復しつつある中で、企業の従業員の採用意欲も高まりがみられるなど、改善が進んでいる状況にあります。しかしながら、就職を希望しながら就職が決まらないまま卒業した未内定者も少なからずいるため、こうした方についても、適正と能力に応じた就職が一日でも早く実現できるよう、継続して個別的に就職支援を行っていくことが必要と考えています。

また、少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少していく中で、県内企業、特に中小企業が持続的に成長していくためには、若年労働力の確保は必要かつ欠かせないものとなっておりますが、採用に関しては厳しい状況となっております。

今回は、以下の内容について意見交換を行いました。

- (1) 高校生への就職支援について
- (2) 大学生等への就職支援について
- (3) 新卒応援ハローワークにおける就職支援について

障害者雇用納付金制度の申告申請のご案内

<<対象：常用雇用労働者数が 100 人を超える事業主の皆様 >>

種別	対象期間	申告申請期限	提出方法	納付期限・支給時期
障害者雇用納付金	平成 30 年 4 月 1 日 ～	平成 31 年 4 月 1 日 ～	① 送付 ② 持参 ③ 電子 申告申請	1 全納の場合 平成 31 年 5 月 15 日まで
障害者雇用調整金	平成 31 年 3 月 31 日	平成 31 年 5 月 15 日		2 延納の場合 (第 1 期) 平成 31 年 5 月 15 日まで (第 2 期) 平成 31 年 7 月 31 日まで (第 3 期) 平成 31 年 12 月 2 日まで
在宅就業障害者 特例調整金				平成 31 年 10 月に支給

調整金及び特例調整金は、申請期限を過ぎた申請に対しては支給できませんので、ご注意ください。

◆納付方法 ①銀行窓口 又は ②ペイジー(インターネットバンキング)

障害者雇用納付金制度とは

「障害者雇用納付金制度」は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、事業主から「障害者雇用納付金」を徴収するとともに、その納付金を財源として障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給を行っています。

◆問い合わせ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 茨城支部 高齢・障害者業務課 TEL:029-300-1215

雇用ニュースの答え

②約 50%でした。

正確な数字は 51.1% (厚生労働省就労条件総合調査 対象は常用労働者 30 人以上の企業) で、前年から 1.7% 上昇しましたが、まだ目標値には隔たりがあります。このため、2019 年 4 月からは、改正労働基準法により、労働者が自ら申し出なくとも、一定の労働者に対し、年 5 日の年次有給休暇の取得を企業に義務づけます。

改正内容の詳細については、茨城労働局ホームページトップのバナー「改正労働基準法等」からご覧ください。



●ハローワーク便り●

「建設業おしごと入門セミナー」を開催しました。

ハローワーク水戸(人材確保対策コーナー)は、平成31年2月4日(月)、ハローワーク水戸第2庁舎会議室にて、建設業未経験者を対象とした「建設業おしごと入門セミナー」を開催しました。

今回のセミナーは、一般財団法人 建設業振興基金 (厚生労働省 建設緊急育成支援事業)と連携したもので、DVDにより建設業で活躍する専門工事業(鳶・鉄筋・型枠・内装)の実際の作業風景の視聴や、各資格等についての説明がありました。

参加した12名の方からは、「仕事のイメージがつきやすく、分かりやすかった」などと好評でした。



セミナーの様子

「保育士確保集中取組キャンペーン」実施中!

保育士確保集中取組キャンペーンとは、2019年4月に向けた保育士確保対策事業で、全てのハローワークで行っている取組です。また、市町村や茨城県子育て人材支援センター(茨城県社会福祉協議会)とも連携し、潜在保育士の掘起し及び充足支援等を共同で行っています。

平成31年2月に開催したイベントをご紹介します!



見学会の様子

◇ハローワーク日立は、平成31年2月18日(月)、管内の保育施設(事業所内託児所)に協力をいただき、見学会&面接会を開催しました。

今回の保育施設は、事業所内託児所として、事業所に勤務する職員等の福利厚生を目的とした施設ですが、地域貢献も加味し一般の利用者の方も受け入れています。

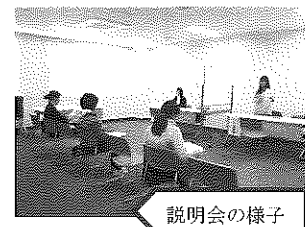
一般の保育所と趣は異なりましたが、「ゆったり」とした雰囲気の中で施設見学をさせていただきました。

当日は3名の保育職を希望する方の参加があり、施設担当者の丁寧な説明のもと、施設内での保育の様子などを主とした見学となりました。その後、参加者による採用担当者との面談において、活発な意見交換が行われました。

参加者からは「説明がわかりやすかった」「ゆったりとした雰囲気が感じられてよかったです」など、概ね好評の感想をいただきました。

◇ハローワーク土浦は、平成31年2月26日(火)、土浦労働総合庁舎内 会議室にて「福祉分野(保育士)合同企業説明会&面接会」を開催しました。各園長より保育園の保育方針、求人内容等を説明していただきました。また、園長と仕事内容、労働条件、今後の働き方等について個別相談もしていただきました。

参加者からは、「保育補助は無資格の方、未経験でもできる仕事だとわかった」「色々な情報が得られるのでまた参加したい」等の意見をいただきました。



説明会の様子



就職面接会・説明会の様子

◇ハローワーク龍ヶ崎は、平成31年2月25日(月)、牛久市の保育園で働くことを希望する方を対象とした「保育園 就職面接会・説明会」をハローワーク龍ヶ崎2階会議室にて開催しました。牛久市内の4法人、求職者11名が参加しました。

求人者からは「手応えのある面接会でした。今後、採用に繋がるとうれしい」、求職者からは「有意義な機会でした」「ゆっくり説明が聞けたので良かった」などと好評でした。

茨城県雇用関係主要指標

年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
27年度月平均	17,174	3,476	13,550	10,532	3,706	1,743	47,401	40,969	3,474	8,478
28年度月平均	18,066	3,686	14,218	9,841	3,329	1,695	50,009	39,075	3,304	7,934
29年度月平均	19,542	4,219	15,140	9,141	2,979	1,684	54,694	36,467	3,134	7,277
29年4月	19,578	3,973	15,475	11,756	3,621	2,747	53,675	40,562	3,660	6,466
5	17,794	3,795	13,809	10,109	3,250	1,913	51,853	40,014	3,393	7,664
6	18,409	4,072	14,138	9,416	3,167	1,599	52,295	39,053	3,457	7,677
7	19,290	4,229	14,926	8,187	2,739	1,486	52,056	37,228	2,934	7,729
8	18,975	4,117	14,702	8,735	3,009	1,518	53,334	36,635	2,783	8,412
9	19,563	4,618	14,687	9,606	3,180	1,569	55,070	37,064	3,317	7,833
10	22,114	4,509	17,416	8,983	2,966	1,632	56,511	37,114	3,247	7,811
11	18,169	3,940	14,038	8,026	2,704	1,384	56,178	35,628	2,914	7,401
12	18,009	4,057	13,794	6,427	2,078	1,141	54,649	32,068	2,628	6,934
30年1月	21,121	4,328	16,605	9,115	2,894	1,652	54,538	32,333	2,319	6,849
2	20,281	4,466	15,607	9,607	2,966	1,710	56,894	33,974	2,933	6,345
3	21,205	4,518	16,488	9,727	3,174	1,852	59,274	35,934	4,024	6,197
30年4月	19,495	3,959	15,295	11,586	3,330	2,976	56,739	37,482	3,365	5,845
5	18,131	4,259	13,656	10,004	3,140	2,054	55,077	37,878	3,281	7,365
6	19,093	4,254	14,693	8,509	2,678	1,663	53,289	36,452	3,157	7,093
7	20,088	3,989	15,954	8,437	2,712	1,619	54,102	35,226	2,859	7,575
8	19,121	4,398	14,469	8,592	2,853	1,474	55,104	34,591	2,700	7,845
9	19,207	4,618	14,361	8,221	2,578	1,471	55,649	34,068	2,782	7,300
10	21,978	4,646	17,192	9,554	3,007	1,912	56,792	35,157	3,155	7,511
11	19,346	4,368	14,762	7,684	2,429	1,455	56,393	33,613	2,759	7,086
12	17,673	3,857	13,574	6,017	1,911	1,204	55,613	30,968	2,457	6,625
31年1月	22,355	4,564	17,634	9,113	2,799	1,884	56,228	31,336	2,252	6,747
2										
3										

年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
27年度月平均	1.62	1.86	1.16	1.23	1.0	3.5	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 7.6	218	3.3
28年度月平均	1.84	2.08	1.28	1.39	5.2	5.3	▲ 6.6	▲ 5.9	▲ 4.9	▲ 5.0	▲ 6.4	▲ 8.0	203	3.0
29年度月平均	2.14	2.29	1.50	1.54	8.2	4.8	▲ 7.1	▲ 4.7	▲ 5.1	▲ 4.5	▲ 8.3	▲ 5.6	183	2.7
29年4月	2.10	2.18	1.41	1.48	12.2	3.2	▲ 7.0	▲ 4.5	▲ 0.2	▲ 4.6	▲ 12.4	▲ 8.5	197	2.8
5	2.05	2.28	1.43	1.49	7.8	6.9	▲ 3.4	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.2	▲ 10.0	▲ 3.7	210	3.1
6	2.00	2.22	1.45	1.50	9.3	6.3	▲ 5.3	▲ 5.1	▲ 1.2	▲ 4.2	▲ 13.5	▲ 7.8	192	2.8
7	2.12	2.24	1.47	1.51	8.5	3.5	▲ 9.6	▲ 5.1	▲ 3.5	▲ 4.1	▲ 9.7	▲ 6.5	191	2.8
8	2.08	2.24	1.48	1.52	9.1	6.3	▲ 5.3	▲ 2.3	▲ 5.8	▲ 4.4	▲ 9.3	▲ 6.8	189	2.7
9	2.03	2.24	1.48	1.52	6.0	5.6	▲ 5.7	▲ 4.0	▲ 2.8	▲ 3.3	▲ 9.9	▲ 6.9	190	2.8
10	2.33	2.35	1.51	1.55	16.4	7.1	▲ 9.3	▲ 3.3	▲ 4.0	▲ 1.6	▲ 1.6	▲ 2.6	181	2.7
11	2.08	2.32	1.52	1.56	5.9	5.5	▲ 1.1	▲ 4.1	▲ 4.6	▲ 4.7	▲ 5.5	▲ 3.3	178	2.7
12	2.17	2.38	1.56	1.58	13.8	9.6	▲ 6.1	▲ 3.2	▲ 3.1	▲ 2.2	▲ 4.6	▲ 4.7	174	2.7
30年1月	2.26	2.37	1.56	1.59	▲ 1.1	2.3	▲ 12.7	▲ 7.1	▲ 13.1	▲ 6.8	▲ 3.0	▲ 4.1	159	2.4
2	2.12	2.35	1.55	1.59	▲ 0.1	0.2	▲ 7.5	▲ 7.3	▲ 9.4	▲ 8.6	▲ 7.8	▲ 5.4	166	2.5
3	2.31	2.38	1.59	1.59	13.2	3.1	▲ 10.7	▲ 6.5	▲ 11.6	▲ 8.0	▲ 10.5	▲ 6.5	173	2.5
30年4月	2.14	2.37	1.60	1.60	▲ 0.4	4.6	▲ 1.4	▲ 1.9	▲ 8.1	▲ 4.0	▲ 9.6	▲ 3.5	180	2.5
5	2.15	2.38	1.60	1.61	1.9	5.5	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 3.3	▲ 2.0	▲ 3.9	▲ 0.9	158	2.3
6	2.29	2.42	1.59	1.61	3.7	0.2	▲ 9.6	▲ 9.3	▲ 8.7	▲ 9.4	▲ 7.6	▲ 5.2	168	2.5
7	2.18	2.41	1.61	1.62	4.1	3.7	3.1	▲ 2.4	▲ 2.6	▲ 4.5	▲ 2.0	▲ 0.3	172	2.5
8	2.14	2.39	1.62	1.63	0.8	3.4	▲ 1.6	▲ 4.9	▲ 3.0	▲ 6.3	▲ 6.7	▲ 2.3	170	2.4
9	2.29	2.44	1.64	1.63	▲ 1.8	▲ 6.6	▲ 14.4	▲ 14.9	▲ 16.1	▲ 14.8	▲ 6.8	▲ 1.6	162	2.4
10	2.25	2.40	1.61	1.62	▲ 0.6	4.6	6.4	3.0	▲ 2.8	▲ 3.5	▲ 3.8	0.8	163	2.4
11	2.26	2.40	1.62	1.63	6.5	2.6	▲ 4.3	▲ 2.4	▲ 5.3	▲ 3.9	▲ 4.3	▲ 1.0	168	2.5
12	2.29	2.40	1.65	1.63	▲ 1.9	▲ 5.7	▲ 6.4	▲ 7.0	▲ 6.5	▲ 7.3	▲ 4.5	▲ 0.7	159	2.4
31年1月	2.39	2.48	1.66	1.63	5.8	2.8	▲ 0.0	▲ 1.4	▲ 2.9	▲ 5.1	▲ 1.5	1.4	166	2.5
2														
3														

- (注)1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 5. 平成30年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。